

公 告

道営土地改良（富士地区（農業用排水施設、区画整理））事業の事業計画を変更するため、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第88条第4項の規定に基づく協議をしたいので、法第88条第6項において準用する法第87条の2第8項の規定によりこの旨を公告し、関係書類を縦覧します。

また、変更後の土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、法第88条第6項で準用する法第87条の2第9項の規定により、意見書を提出してください。

なお、縦覧及び意見書の提出方法等については次のとおりです。

令和8年2月27日

北海道知事 鈴木 直道

1 縦覧について

- (1) 関係書類の名称
土地改良事業変更計画概要書
（富士地区変更計画概要書）
- (2) 縦覧期間
令和8年2月27日から令和8年3月19日まで
- (3) 縦覧場所
由仁町のウェブサイト

2 意見書の提出方法等について

- (1) 意見書の提出先
sorachi.chosei1@pref.hokkaido.lg.jp（北海道空知総合振興局産業振興部調整課）
- (2) 意見書の提出期限
令和8年3月19日（必着）
- (3) 意見書の提出上の注意
 - ア 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。意見書には、個人にあっては住所及び氏名を、法人にあっては法人名及び所在地を記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせをさせていただく場合があるため、お尋ねするものです。
 - イ 提出いただいた意見は、公表する場合があると同時に、当該意見に対して個別には回答は致しませんので、あらかじめ御了承ください。
 - ウ 電話での意見はお受けできません。
 - エ 郵送での意見書の提出を希望される場合は、北海道空知総合振興局産業振興部調整課までお問い合わせください。